

枚方市共創推進プラットフォーム「ひらかたデザイン」 登録要領

1. はじめに（枚方市共創推進プラットフォーム「ひらかたデザイン」とは）

枚方市では、民間活力を積極的に導入し、企業・大学・研究機関等の皆様が持つアイデアや技術等を活かして、まちの課題の解決と魅力向上に取り組んでいます。

枚方市共創推進プラットフォーム「ひらかたデザイン」は、行政のみでは容易ではない地域課題の解決や市民のQOL向上に向けて、行政・企業・地域団体・学校等がそれぞれの立場や強みを活かしながら、対話や試行を重ね、解決の方向性や実現可能性など、次の行動につながる可能性を生み出していくために設置した対話の場です。

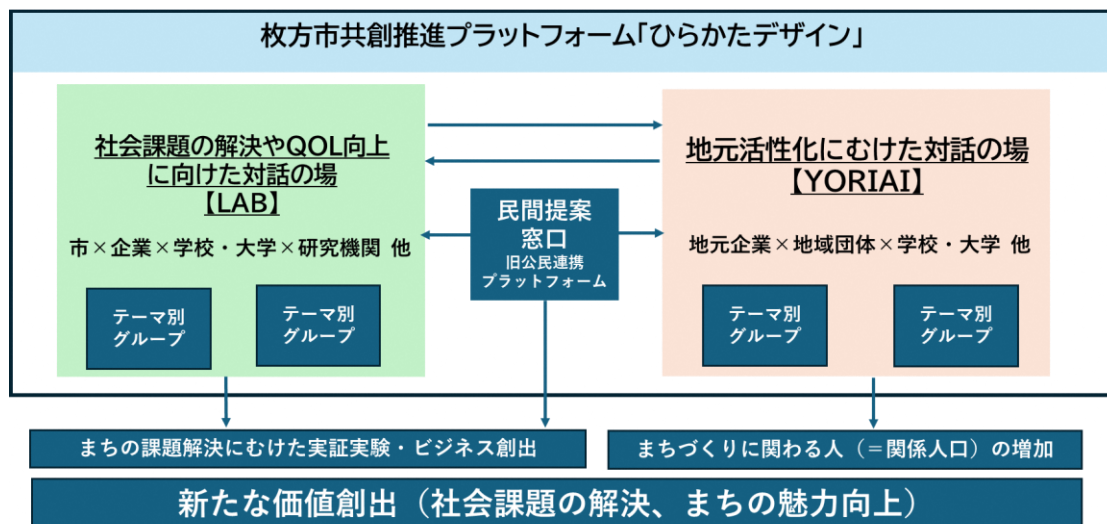
※本市における共創とは、単独の主体では解決が難しい地域課題に対し、行政・企業・地域団体・学校等が、対話と小さな試行を通じて、解決の方向性や実行可能性を共に探るプロセスであると定めています。

市ホームページ「枚方市共創推進プラットフォーム『ひらかたデザイン』」

<https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000046522.html>



2. 「ひらかたデザイン」の機能



(1) 2つの対話の場「LAB」と「YORIAI」

「ひらかたデザイン」では、目指す取り組みの内容や効果に応じて、2つの対話の場を設けています。

【LAB(ラボ)】

主に民間企業の技術やノウハウを生かし、本市をフィールドにした社会課題の解決や市民のQOL向上に向けて、アイデア創出や社会実験を視野に入れて対話を行います。

【YORIAI(ヨリアイ)】

地域活性化に向けて、本市で取り組んでいる事業活動・社会貢献活動やそのネットワークを活かし、その活動をより広げ、まちづくりに関わるための対話の場です。

それぞれの場では、本市からのテーマ設定や、参画する団体の皆様からのテーマ提案をいただきながら、個別の課題ごとの対話の場を設定し、自由に興味関心のある題材に関する対話へ参画いただけるよう運営を行います。

こうした複数の主体を巻き込んだ対話を日常的に行うことで、多くの共創を生み出し、社会課題解決とまちの魅力向上を進めていきます。

(2) 枚方市民間提案窓口

民間事業者や大学・研究機関などの皆様と連携し、市と事業者それぞれのアイデアやノウハウを活かした取り組みによって、本市が抱える様々な課題を解決し、枚方の魅力を高めるため、市に対する提案を受け付ける窓口として設置しています。

いただいた提案については、市役所における窓口として事業者の皆様と市の関係部署との1対1による共有・連携、提案内容の実現に向けた検討や調整を円滑に進めます。

3. プラットフォームへの登録・参加方法（「4. 注意事項」をご了承いただいたうえで登録をお願いします。）

(1) 登録フォームの入力

枚方市ホームページの登録フォームに必要な事項を入力してください。

登録フォーム URL: <https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000046522.html>

※登録は随時受付しています。

(2) 枚方市(事務局)での内容確認

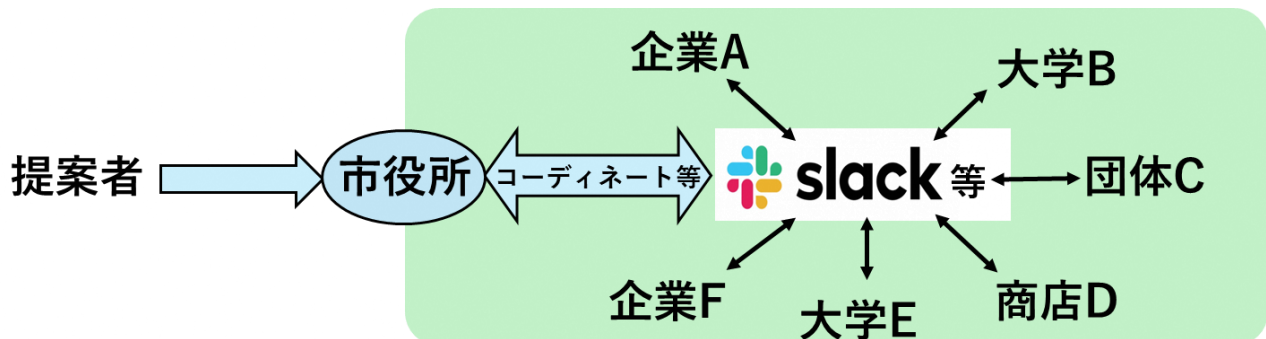
事務局にて登録情報を確認した上で、登録いただいたメールアドレス宛にプラットフォームへの提案・対話への参加方法等についてご連絡します。

(3) 提案・対話への参加

■LAB・YORAI での対話

「ひらかたデザイン」では、設定されたテーマについて対面での会議等によらず、参画いただく皆様が日常的に自由に対話することが可能となるよう、デジタルツールの導入を予定しています。

※ツールの利用については、令和8年度夏季以降を予定しており、利用方法については確定次第ご案内します。



■民間提案窓口への提案

- ・市が募集した課題に対して、その解決に向けた具体的な技術やノウハウ、アイデア等をご提案いただけるものについては、「提案シート(市の課題に関する提案用)」に記載し、メールにてご提出ください。
- ・市の募集する課題以外にも、事業者からの発案による提案も常時受け付けています。「提案シート(自由提案用)」に提案内容を記載し、メールにてご提出ください。

送付先メールアドレス: teian-hirakata@city.hirakata.osaka.jp

⇒提案内容について庁内関係部署と共有し、実施の可能性について提案者と協議を進めていきます。

⇒提案を公募する課題については、実施事業数を絞り込むための内容審査を行う場合があります。

4. 注意事項

プラットフォームに登録いただく場合は、以下の事項についてご確認、ご了承いただきますようお願いいたします。
なお、以下の事項及び、記載外の事項について疑義がある場合は個別にご相談ください。

- 1 個人(個人で事業を営む方を除く)からの登録はできません。
- 2 登録を希望する事業者・団体の活動が次に該当する場合は参加できません。
 - (1) 法令や公序良俗に反する場合
 - (2) 本市の施策や規程等に反する、又は抵触する場合
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者に該当する場合
 - (4) 活動の主目的が宗教・政治活動である場合
 - (5) 上記のほか、公共性、公平性に問題がある等の事由があると判断した場合
- 3 登録後においても、上記1、2の事実が判明した場合は、登録を取り消すことがあります。
- 4 民間提案窓口における提案に関する内容の審査、ならびに庁内外の関係者との調整については、提案内容によっては時間を要することがありますのでご了解ください。
- 5 本プラットフォーム内で対話される共創アイデアについては、対話そのものが共創であることから必ずしも実現及び実現に向けた市(関係部署を含む)及びプラットフォーム参加者間(以下、「関係者間」)での調整を確約するものではありません。また、取組が実現する場合にあっても、必ずしも提案者・対話の関係者(以下、「提案者等」)との連携、契約を確約するものではありません。また、各提案・対話への対応(検討、調整等)や実現に対して本市が法的義務を負うものではありません。
- 6 共創事業は、枚方市における公益的な価値を有するものに限ります。
- 7 提案・対話による取組内容の成立・不成立に関わらず、本市は提案・対話及びそれらへの対応に係る一切の費用、提案・対話によって生じた損害等への補填、賠償はいたしません。
- 8 提案及び対話による取組の実施に関して、法令又は本市の契約手続きの規程等に従い、公募等の調達手続きが必要となる場合があります。その際は本市が提案者等から得た情報の全部又は一部を利用し、公募等のための仕様を作成させていただく場合があります。
- 9 上記8の場合、提案者等の権利等に不都合が生じる箇所がある場合は、提案等の後から本市が公募等を実施するまでの間に、予めその内容、範囲について提案者等から本市にご相談下さい。
- 10 提案・対話の対応及び提案・対話による取組の実現過程で、個人情報のほか、機密情報の取り扱いがある場合は、関係法令及び社会通念に基づき、厳密かつ適切に取り扱ってください。
なお、この取り扱いに関する事故等の問題が生じた場合は、本市に故意又は重大な過失がある場合を除き、提案者等に対して本市は一切の責任を負いません。
- 11 提案・対話の内容は、関係者間で情報共有させていただきます。
情報共有(公開)の範囲等に留意事項がある場合は予め申し出等により関係者間に周知してください。
- 12 本プラットフォームの各事業(過程を含む)等を本市のホームページやSNS等のほか、関係者間の各広報媒体等で公表する場合があります。

<問い合わせ>

枚方市役所 総合政策部 政策推進課

TEL : 072-841-1149 (直通) Mail : seisakusuisin@city.hirakata.osaka.jp